

財務省告示第三百六十六号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十九年十月二十三日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国債券（変 動・十年）	第二回	二千九 万二千 百一 四億 十八	六四九 百一 万一 億二 千
〃	第四回	九億二 十八 百六 万八 千六 百六	三二億 二百 一 千六 万三 千四
〃	第六回	二億四 十三 百六 万二 千六 百六	十八億 四 万二 千六 百八 十二
〃	第八回	九億五 万八 千七 百七 十四 十三	百八億 五 万二 千六 百六 千五 十八
〃	第十回	六億七 十八 百七 千五 万五 百五	円七十 億七 百二 千七 万八 千九 百九
〃	第十二回	六億四 万九 千二 百二 十一 百一	五九千 四 万九 千九 百十 七 千八 十億
合 計		万九十二 円百五千 七億五 十八百 九千七	百百十二 九八三 千五 万五千 百四 十六 五